



KPMG Newsletter

KPMG Insight

Topic ②

サプライチェーンに影響をおよぼす
米国の対中半導体規制と対応策



Vol. **61**

July 2023

サプライチェーンに影響をおよぼす 米国の対中半導体規制と対応策

KPMG米国

岩城 成紀 / マネージング・ディレクター

2022年10月7日、Bureau of Industry and Security (米国商務省産業安全保障局、以下「BIS」という)は対中政策の一環として、中国への先端半導体とそれらの製造装置およびスーパーコンピューターの輸出を管理する暫定最終規則を発表しました。この改正により、中国への輸出管理は一層強化されることになります。具体的には、Export Administration Regulations (米国の輸出管理規則、以下「EAR」という)の規制品目リストに特定の先端半導体、先端半導体を含むコンピューター製品、半導体製造装置を追加するとともに、スーパーコンピューターと先端半導体製造に対する最終用途規制が盛り込まれました。また、海外直接製品に対するエンティティリストが拡大され、新たに直接製品ルールが設定されています。

当該規制には、米国から中国へのモノの輸出のみならず、ソフトウェアや技術情報も含まれます。これは、それらの情報を日本本社経由で中国および中国企業に間接的に提供した場合も規制の対象となり得るということです。したがって、日系企業は米国でのコンプライアンス準拠に加えて、サプライチェーンや無形資産の管理についても再検討を行う必要があります。同時に、中期的視野で企業の研究開発やサプライチェーンの再構築についても検討すべきでしょう。本稿では、最新の米国の対中半導体規制を説明するとともに、サプライチェーンに大きな影響を与えると予想される対中規制への対応策について解説します。また、当該規則は半導体とスーパーコンピューターが対象ですが、今回は半導体に関して解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

✓ POINT 1

米国の対中半導体規制は、先端半導体や半導体製造装置の輸出のみならず、それらの製品に係るソフトウェアや技術情報も規制対象となる。技術情報の範囲は幅広く、デザイン、設計図、製造ノウハウなども含まれるため、注意が必要である。

✓ POINT 2

米国から直接中国に提供される製品や技術情報に加え、日本などの第三国を経由して中国や特定の中国企業に提供される製品・技術情報も規制対象となる。そのため、米国内子会社の事業活動が輸出管理の対象となる可能性がある。

✓ POINT 3

米国の対中国輸出規制は今後、強化される可能性がある。現在のサプライチェーンや米国で入手する技術情報の使用状況を確認し、その影響を事前に把握しておくことが重要となる。それによって、規制がさらに強化された場合も迅速に対応することが可能となる。



岩城 成紀
Shigenori Iwaki

① 日系企業に大きく影響する米国の対中半導体規制

米国の対中半導体規制の目的は、中国への半導体製品や技術への提供を包括的に管理することです。今回はリスト規制、最終用途規制、エンティティリスト規制、直接製品ルールを改正することで、半導体製品とその技術情報などに関する輸出を規制しています。

1. リスト規制

リスト規制とは、特定の製品に対して輸出管理規制を課すルールのことです。EARに記載されているCommerce Control List（以下、「通関管理リスト」という）と照らし合わせ、輸出管理の対象となる製品か否かを判断します。今回の改正では、ロジック、アナログ、メモリ、センサなどの各種先端半導体、当該半導体の前工程・後工程で使用される半導体製造装置、ウェーハー、レジスト、フォトマスクなどの半導体材料が含まれました。

なお、規制対象となる製品・技術情報・ソフトウェアを米国から中国へ輸出する場合には、輸出許可のライセンスを取得しなければなりません。

2. 最終用途規制

最終用途規制とは、上述のリスト規制対象以外の製品・技術情報・ソフトウェアであったとしても、最終用途が中国の半導体製造施設での半導体の開発または生産目的であると認識している場合、輸出管理の対象となるということです。半導体に関しては、以下の最終用途に該当する場合、輸出管理の対象となります。

- ①非平面型アーキテクチャまたは16/14ナノメートル以下の「生産」技術を使用するロジック集積回路の開発および生産
- ②128層以上のNANDメモリ集積回路の開

発および生産

- ③18ナノメートルハーフピッチ以下の生産技術ノードを使用したDRAM集積回路の開発および生産
- ④基準を満たす集積回路を製造しているかは不明であるが、中国に所在する半導体製造施設での集積回路の開発または製造を行っている場合

3. エンティティリスト規制

エンティティリスト規制とは、BISが指定する特定の中国企業に対する製品・ソフトウェア・技術情報の輸出などを規制するルールのことです。2023年5月時点で、BISは28の中国企業をエンティティリストに含めています。

注意点は、エンティティリスト対象企業には中国国外に所在する子会社も含まれることです。そのため、台湾やアジアに所在するエンティティリストに記載のある企業と資本関係のある企業も規制対象に含まれます。

4. 再輸出ルールと海外直接製品ルール

当該規制は米中間の直接取引のみならず、日本のような第三国を経由した輸出も輸出管理の対象となります。したがって、米国で事業活動を行う日系企業も再輸出ルールや海外直接製品ルールに基づいて輸出許可が必要となるケースがあります。

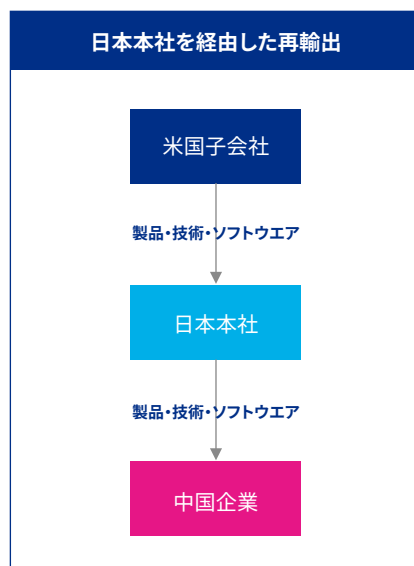
(1) 再輸出ルール

たとえば、米国で入手した先端半導体に関するデザインや技術情報を日本本社へ提供し、それらの情報が中国子会社や中国に所在する顧客に提供された場合は再輸出となります（図表1参照）。これは、米国で入手した半導体や半導体製造に係る技術情報を日本本社へ伝えると、その行為が情報の輸出とみなされる可能性もあるということです。この点について注意が必要です。

(2) 海外直接製品ルール

海外直接製品ルールとは、米国で入手した技術情報を持ち出して、第三国で先端半導体を製造し、その半導体製品を中国へ輸出するような商流を管理する規制のことです（図表2参照）。たとえば、米国の技術を用いて台湾で先端半導体を製造

図表1 再輸出の商流



出所：KPMG作成

図表2 海外直接製品ルールの商流



出所：KPMG作成

し、それを中国へ輸出した場合、当該ルールが適用されます。

II ペナルティ

当該規制に準拠しない場合、厳しいペナルティが課される可能性があります。The Office of Enforcement Analysis (同局監視調査室)がEARの対象となる製品・技術・ソフトウェアの不当な輸出、再輸出、および国内移転の特定、防止、調査を行っています。ペナルティには刑事罰と行政罰があり、刑事罰はExport Control Reform Act (米国輸出管理改革法)に基づき、最大20年の禁固刑もしくは100万USドルの罰金が課されます。行政罰は、1件当たり353,534USドルもしくは取引金額の2倍のどちらか大きい金額となります。また、輸出権限を差し止められる場合もあります。

BISは違反の自主開示も推奨しており、自主開示をすることでペナルティが減額される可能性もあります。今後は行政執行が強化される可能性があることから、米国子会社が行う事業活動や情報収集が規制の対象になっていないかを随時注意する必要があります。

III 輸出規制への6つの対応ステップ

米国で半導体関連の事業活動を行う日系企業は、米国で入手した技術情報やソフトウェアを本社に提供することに対して、再輸出ルールや海外直接製品ルールが適用され、輸出管理の対象となる可能性があります。適切な社内管理体制を構築し、事業活動の内容・商流・情報の入手と伝達について管理し、当該規制に対応する必要があります。以下、コンプライアンスに向けてのステップを説明します。

ステップ1: 通関管理リストの確認

EARで規制対象となっているのは、特定の先端半導体、半導体製造装置、半導体材料とそれらに係るソフトウェアや技術情報となり、幅広い品目が対象となっています。また、再輸出ルールや海外直接製品ルールも存在しており、米国からの直接輸出のみならず、グループ企業で取り扱う製品・技術・デザイン・ソフトウェアも、中国や中国企業への輸出は規制対象となります。まずは、自社グループが取り扱っている製品が規制されているか否かを確認しましょう。

ステップ2: 取引先の最終用途・エンティティリストの確認

前述したように、リスト規制品以外でも最終用途が中国での半導体製造の場合、特定の中国企業やその子会社との取引や技術情報提供は輸出管理の対象となります。そのため、自社グループの取引先を確認し、顧客がエンティティリストに記載されていたり、最終用途が中国での半導体製造でないことを確認したりする必要があります。また、エンティティリストに記載のある中国企業については、当該中国企業のみならず、資本関係のある中国外に所在する企業も対象となるため、注意が必要です。

ステップ3: 商流や無形資産の開発・使用の確認

グループとして規制対象となる可能性がある製品や顧客が存在する場合、当該取引に係る商流を確認したり、技術情報やソフトウェアがどのようにグローバルサプライチェーンで活用されているかを確認し、整理していく必要があります。特に大事なのが、米国で入手する技術情報やソフトウェアが日本などの第三国を通じて中国に提供されているかどうかの確認です。また、技術情報は、製品のデザイン案など移転価格税法で定める重要な無形資産よりも広義な取扱いとなる点にも留意す

る必要があります。

ステップ4: 輸出許可の判定

製品、顧客、商流、無形資産のサプライチェーンでの活用方法を確認した後は、EARに基づき、米国での輸出許可の必要性を判断します。輸出許可のライセンス取得が必要な場合は、速やかに申請します。

ステップ5: 輸出許可管理の業務プロセス策定

米国で半導体関係の事業活動を継続する場合、商流の理解や技術情報の取扱いはますます大事になってきます。その反面、半導体関連の事業活動を米国で行っていくなかで入手するさまざまな情報は、規制の対象となる可能性があります。そのため、情報管理に関するポリシーを策定し、コンプライアンスに対応できる組織体制を構築する必要があります。

ステップ6: サプライチェーン上のリスクの特定

米国が今後も対中向けの輸出規制を強化していくようであれば、自社のサプライチェーンにも影響を及ぼす可能性があります。特に、グループの中国売上や中国顧客向けの製品において、米国から輸入される部品/原材料やソフトウェア、技術情報を使用している場合、その影響は大きくなると思われます。現状のサプライチェーンに関する知財などの無形資産の活用、商流、取引先などを確認し、今後の事態に対応できるようリスク評価を行うことも重要であると考えられます。

IV さいごに

米国の対中半導体規制は、今後も強化される可能性があります。この潮流は、米国で半導体関連の事業活動を行う日系企業のみならず、米国から輸入される部品/原材料やソフトウェア、技術情報を使用し

た半導体製品などを中国に輸出する日系企業のサプライチェーンにも大きく影響するでしょう。その影響を低減するには、現在のサプライチェーンや米国で入手可能な技術情報などの使用状況を確認し、対中規制に対応するサプライチェーン上のリスクを特定し、速やかに対処していくことです。

関連情報

ウェブサイトでは、北米サプライチェーンに係る税務論点を紹介しています。

<https://www.kpmg.us/industries/japanese-practice/north-american-supply-chain-video-series.html>

米国の最新情報については、下記をご覧ください。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/usa.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG米国

岩城 成紀 / マネージング・ディレクター

☎ +1 404-222-7646 (代表電話)

✉ siwaki@kpmg.com

KPMG ジャパン

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。